京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(平成25年1月9日京都市 条例第44号)(建設局土木管理部自転車政策課)

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区 土地区画整理事業の施行に伴う町の設置等に伴い,京都市二条駅南自転車駐 車場の位置の表示を次のとおり変更することとしました。

改正前	改正後
京都市中京区西ノ京栂尾町 2 番地	京都市中京区西ノ京東栂尾町 10 番地

この条例は,京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとなりました。

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年1月9日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 4 4 号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市二条駅南自転車駐車場の項中「京都市中京区西ノ京栂尾町2番地」を「京都市中京区西ノ京東栂尾町10番地」に改める。

附 則

この条例は,京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業二条駅地区 土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)